



死亡災害等速報

“ 労災による死亡者を、悲しみをゼロに ”

長野労働局

<p>災害発生月</p>	<p>令和4年7月</p>
<p>事業の種類</p>	<p>卸売業</p>
<p>災害の概要 (注1)</p>	<p>県外の会社に竹材の買付けに積載量4tのトラックで出向き、買付先のフォークリフト運転手とともに、長さ約8mの竹の束をトラック鳥居部及び荷台後方の架台の上に積込み中、積載しようとした竹の束(重さ約50kg)が既にあった束の上から落下し、あおりの上に立ってフォークリフト運転者に積み込む位置を示していた被災者に激突した。それにより、被災者はトラック荷台から1m強転落し、後頭部をコンクリート構造物に打ち、死亡した。</p> <p>保護帽は未着用であった。</p> 
<p>再発防止・類似災害防止のためのポイント (注2)</p>	<p>◎ 荷の買付先において荷役作業を行うときは、あらかじめ、買付先と荷の形状や重量について十分に連絡を取合い、荷を安定して持ち上げて積載し、作業者の荷台からの墜落や荷崩れによる危険を防止できるよう、積込みに用いる機械の選定(フォークリフト、移動式クレーン等)をはじめ、作業方法を適切に定めること。(例:あおりの上に立たないこと、荷の置き場所は水平で荷崩れしにくい構造とすること、荷が安定する機器や方法で荷を持ち上げて置くこと、共同で作業する場合の合図を定めること 等)</p> <p>◎ トラック荷台のあおりの上に立つことは避け、荷の積載状況によってトラック荷台上での作業に十分なスペースがない場合において、荷役作業場所にプラットホームがないときは、トラック荷台のあおりに取り付ける簡易作業床や移動式プラットホームを使用すること。</p> <p>○ トラック荷台上での作業の際は、墜落時保護用の保護帽(ヘルメット)を着用し、あご紐をしっかりと締めること。</p> <p>(参考)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 長野労働局 HP 「陸上貨物運送事業における労働災害防止対策」 https://jsite.mhlw.go.jp/nagano-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/unsou-rousaiboushi.html 

注1) 本速報時点までの所轄労働基準監督署による調査をもとに、長野労働局が作成・推定したものであり、今後、調査が進む過程で新たな事実が判明すること等がある。

注2) 同種災害防止のため、関係する指針・ガイドライン・通達をはじめ、一般的な再発防止対策等を示したもの。発生した災害の責任を問うために示すものではなく、また、必ずしも本件災害自体に対応したものとは限らない。